

「新しい社会的養育ビジョン」の概要

（「新たな社会的養育の在り方に關する検討会」平成29年8月2日とりまとめ公表）

1. 新しい社会的養育ビジョンの意義

- 平成28年児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パートナーシップ保険）や里親による養育を推進することを明確にした。
- この改正法の理念を具体化するため、「新しい社会的養育ビジョン」を示す。
- 改革項目のすべてが緊密に繋がっているものであり、一体的かつ全体として改革を進めることが必要。

2. 新しい社会的養育ビジョンの骨格

- 地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められており、子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮してすべての子ども家庭を支援するため、身近な市区町村におけるシャルワーカ体制の構築と支援メニューの充実を図る。（例：自立支援や妊娠婦への施策（産前産後母子ホーム等）の充実等）
- 虐待の危険が高いなどで集中的な在宅支援が必要な家庭には、児童相談所の在宅指導措置下において、市区町村が委託を受けて集中的に支援を行うなど在宅での社会的養育としての支援を構築し、親子入所機能創設などのメニューも充実させて分離しないケアの充実を図る。他方、親子分離が必要な場合の代替養育について、ケアニーズに応じた措置費・委託費を定める。
- 代替養育は家庭での養育を原則とし、高度に専門的な治療的ケアが一時的に必要な場合には、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提供し、短期の入所を原則とする。
- 里親の増加やその質の高い養育を実現するため、児童相談所が行う里親制度に関する包括的業務（フォスター・リンク業務）を強化するとともに、民間団体も担えるようフォスター・リンク機関事業の創設を行う。
- 代替養育に關し、家庭復帰やそれが不適当な場合には養子縁組を選択するなど、永続的解決を目指したシャルワーカが児童相談所で行われるよう徹底する。

「家庭的」の考え方の違い

「社会的養護の課題と将来像」 (2011年7月)

「定義が不明確」
かつ
「優先順位も不明確」

【家庭的養護】

- ・里親
- ・ファミリーホーム

【できる限り家庭的な養育環境】

- ・小規模グループケア
- ・グループホーム

【施設養護】

- ・児童養護施設
- ・乳児院等

両方が「家庭的養護の推進」
明確な優先順位

「新しい社会的養育ビジョン」 (2017年8月)

改正児福法の「家庭養育優先原則」

①【家庭】

- ・実父母や親族等を養育者とする環境

②【家庭における養育環境と同様の養育環境】

- ・養子縁組(特別、普通)による家庭
- ・里親家庭
- ・ファミリーホーム

③【できる限り良好な家庭的環境】

- ・施設のうち小規模で家庭に近い環境
(地域小規模児童養護施設および「分園型」小規模グループケア)

—— いずれにしても、地域分散化

【施設の新たな役割】

- ・施設入所は、高度専門的な対応が必要な場合が中心。高機能化、多機能化を図り、地域で新たな役割を担う。

厚労省「新しい社会的養育ビジョン」及び「社会的養護の課題と将来像」より塩崎恭久事務所作成

家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行(平成28年6月3日)・児童福祉法】

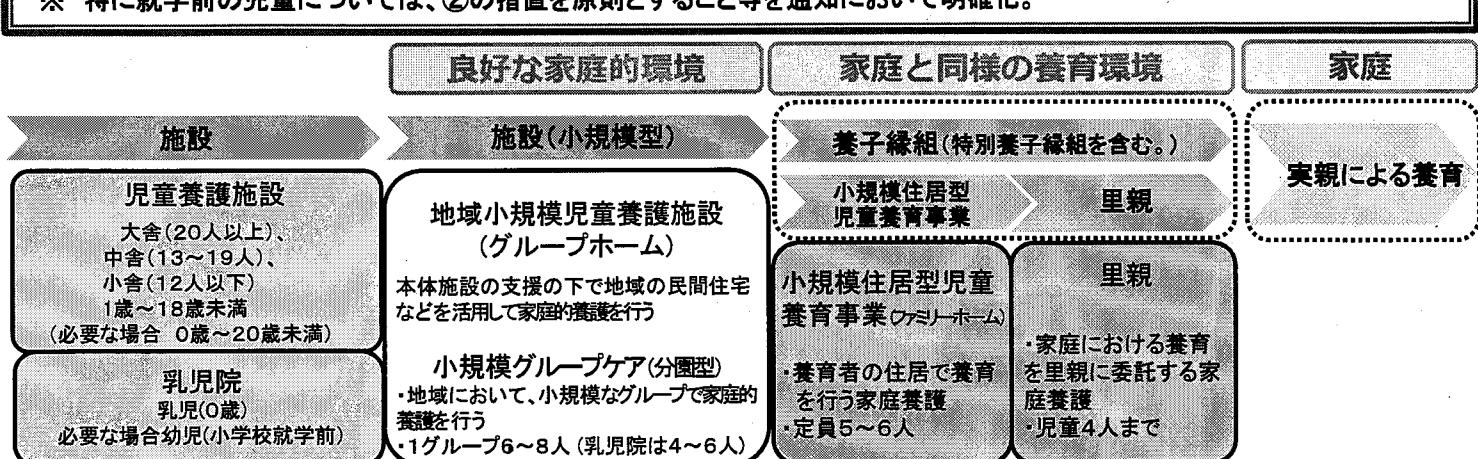
課題

- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進することが必要。
- しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
- このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。

改正法による対応

○国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。

- ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
 - ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
 - ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。
- ※特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。



$$\text{里親等} = \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$$

平成29年3月末 18.3%

(出典) 厚労省資料

○社会的養育推進計画と子ども・子育て支援計画との関係

(記載事項)

社会的養育推進計画（現：都道府県推進計画）

(記載事項)

- (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- (5) 里親等への委託の推進に向けた取組
- (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (7) 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (8) 一時保護改革に向けた取組
- (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (10) 児童相談所の強化等に向けた取組

現行計画上、整合性を図ることとされている事項

子ども・子育て支援計画

(記載事項（社会的養育関係部分）)

- (一) 児童虐待防止対策の充実
 - (1) 児童相談所の体制の強化
 - (2) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進
 - (3) 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備
 - (4) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証
- (二) 社会的養護体制の充実

- (1) 家庭的養護の推進（里親委託等の推進、施設の小規模化及び地域分散化の推進）
- (2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成
- (3) 自立支援の充実
- (4) 家族支援及び地域支援の充実
- (5) 子どもの権利擁護の推進

(見直しスケジュール)

